

～ 長崎県以外の私立高等学校等に
在学している生徒の保護者の皆様へ ～



令和6年度 長崎県私立高等学校等奨学給付金について（家計急変）

長崎県では、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費負担を軽減するために、奨学給付金を支給します。

今回は、保護者の失職等に伴い、収入が減少した家計急変世帯を対象とした給付の案内です。

1. 支給要件

■申請した翌月1日現在において、次のすべての要件を満たしていること

- ①平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した生徒で、基準日に在学しており、高等学校等就学支援金又は専攻科の生徒は高等学校等修学支援事業費補助金の支給対象要件に該当していること（授業料全額減免あるいは所得要件により受給していない場合を含む。）
- ②保護者が長崎県内に住所を有すること
- ③保護者の失職等による家計急変で道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当する世帯であること

※家計急変発生後1年間の年収見込が【35万円×家族の人数(控除対象配偶者+扶養親族+本人)+10万円+32万円(控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合)】以下となる世帯を原則対象とします。

※申請後、就職等状況に変更があった場合は申告してください。

※上記支給要件を満たしていても、以下のいずれかに該当する場合は支給対象となりません

- ・申請した翌月1日現在、休学している者（進級が見込まれ学校長の証明が得られる場合を除く）
- ・申請した翌月1日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合

- 他の都道府県から奨学のための給付金を受給する場合
- 道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯の判定において、保護者の全員又は一部が県民税・市町村民税の賦課期日（1月1日）に日本国内に在住していない等の理由により、道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が確認できない場合

2. 支給金額

区分		高校生等1人あたりの給付額	支給対象経費	
		年額		
家計急変で道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当する世帯	通信制、専攻科の高校生等 (第1子、第2子以降共通)	52,100円	授業料以外の教育に必要な経費	
	通信制以外の高校生等	第1子の高校生等		142,600円
		第2子以降の高校生等		152,000円

※「第1子」及び「第2子以降」の区分は、別紙1「高校生等奨学給付金（世帯構成別）」で確認してください。

※7月以降に家計急変した世帯へは、申請した翌月から3月までの月数に応じて算定した額を給付します。ただし、申請した日が月の初日であるときは、その日の属する月以降の月数に応じて算定した額を給付します（例：8月1日に申請した場合（年額）×8/12の額、8月2日に申請した場合は（年額）×7/12の額）

3. 申請方法

- 次の提出書類を郵送又は持参により、直接、長崎県総務部学事振興課へ提出してください。
- 申請書等の様式は、長崎県総務部学事振興課のホームページからダウンロードしていただくか、長崎県総務部学事振興課あてに請求してください。

県 HP 検索方法

【組織で探す】 → 【学事振興課】 → 【長崎県私立高等学校等奨学給付金】

4. 提出書類

- 申請書の記入にあたっては、申請書に添付されている「記入上の注意」をご覧ください。ただし記入例を参考のうえ、記入もれや押印もれがないようにご注意ください。
- なお、家庭状況に応じて記載書類の他に関係書類を求める場合がございますのでご了承ください。

保護者の失職等により収入が減少し、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められる世帯の高校生等

- ア 長崎県私立高等学校等奨学給付金支給申請書（様式第1号）
- ・保護者等に長崎県外に住所を有する者が含まれる場合は、長崎県内に住所を有する保護者等が申請すること
- イ 在学証明書（様式第2号）
- ウ 保護者等全員の収入が減少し、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当することが確認できる書類
- ①保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類（離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、破産宣告通知書、廃業等届出など）
 - ②家計急変後の収入を証明する書類（会社作成の給与見込、直近の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など）
 - ③保護者等全員の令和6年度（令和5年中の所得）の所得課税証明書（**原本**）
 - ④保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類
 - ・扶養者及び扶養親族全員分の健康保険証の写し
 - ※国民健康保険証の場合は、誓約書（第1号様式）を併せて提出すること
 - ⑤その他知事が必要と認める書類
- エ 住民票謄本（**原本**）
- ・住民票は筆頭者及び続柄を記載したものを添付すること
 - ・学校長の原本証明があれば、写しでも可
- オ 個人対象要件証明書（様式第13号） ※専攻科の生徒のみ
- カ 通帳の写し
- ・申請者名義の口座
 - ・口座振込先の金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義が記載されているページの写し

5. 提出期限

- 令和6年7月1日以前に家計急変の事由が発生した方
令和6年7月1日（月）から令和6年8月30日（金）までに
提出をお願いします。
- 令和6年7月2日以降に家計急変の事由が発生した方
随時受け付けを行います。（最終期限 令和7年2月21日（金））

6. 支給方法等

- 支給の可否を決定・通知後、保護者等の口座に振り込みます。

7. 留意事項

- 7月以降に入学することが定められている学校に在学されている場合は、長崎県
総務部学事振興課へ問い合わせてください。

8. 問い合わせ先

長崎県 総務部 学事振興課

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

TEL 095-895-2282 FAX 095-895-2547

E-mail s01150@pref.nagasaki.lg.jp